

【第1回新城市産業廃棄物等対策委員会（26.10.07開催）概要】

1. 委嘱状の交付

委員は産業廃棄物処理及び環境保全に関し、知識や経験のある方を市長が委嘱する形となっています。

2. 条例及び規則概要説明

新城市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例の説明、同条例23条に基づき設立される本委員会の運営規則についての説明。

3. 第1回新城南部企業団地産廃対策会議の開催内容説明

産廃対策会議設立までの経緯と、今後の予定等の説明。

4. 委員からの質疑

Q.本委員会の位置付けは？

A.産廃対策会議などで問題点として挙げた事項に関する専門的な知見による意見・アドバイスなどを頂くこと。また、同会議より依頼があった際には、会議に同席して頂くこともありうる。

Q.産廃に関する許可権限は県にあるが、市としての立場は？

A.条例を制定したことによって、県と連携しての立ち入りや指導が可能になった。市としては事業者と住民の間に入って調整するスタンスを取る。

Q.当該事業の操業停止などに関する項は条例にはあるのか？

A.現段階では企業名公表以外の罰則はない。環境保全協定に盛り込むことを検討していく。

産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理業許可申請の流れ

(新都市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例): 点線枠内

